

2021 年 8 月 20 日

一般社団法人 八幡市スポーツ協会
加盟団体 代表者各位

八幡市スポーツ協会
会長 松本 益千嘉
(印省略)

新型コロナウイルス感染防止対応について (No.13)

＜ 京都府・緊急事態宣言発令 期間：8/20～9/12 ＞

平素は、当協会の運営にご支援・ご協力を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

標記の件、都市部を中心とした全国的な新型コロナウイルスの感染急拡大を受け、京都府に 4 度目の「緊急事態宣言」が発令（期間：8/20～9/12）されました。

今回の感染「第 5 波」は、全国的に連日過去最多を更新し正に爆発的感染拡大の状況です。京都府、八幡市も例外ではなく過去最多の感染者が発生し、感染源も職場・学校・家庭等と日常生活に広がっており、身近に迫って来ています。各団体は、活動自体でも感染リスクが高まっていることを再認識いただきたく思います。長期にわたる活動制限が続き疲弊感是否めませんが、会員（団員）・関係者の健康と安全を第一に考えて今一度感染防止対策の見直し・徹底とくれぐれも慎重なる活動をお願いします。

なお、緊急事態宣言発令を受け八幡市内の各施設に関しても、新たな利用制約が実施されておりますので、直接施設にご確認ください。

＜八幡市スポーツ協会からのお願い＞

- 1) 緊急事態宣言地域、まん延防止等重点措置地域など感染拡大地域への往来は極力控えてください。感染等のリスクは当該団体、選手の自己責任です。
- 2) 各団体で活動時の感染防止対策はしっかりと確実に行ってください。
変異種が主流になったことで感染力が高まっており、「3 密」でなく「1 密」でも感染の可能性があるとされています。
団活動の安全のために家庭、職場、日常生活等においても十分な対策をしてください。
- 3) 各団体で活動において感染の危険性があると判断される場合は、積極的に活動を停止してください。万一関係者に感染者が発生した場合は、感染者の隔離等感染拡大防止を最優先とし、保健所等へ相談し的確な対処をしてください。
- 4) 八幡市スポーツ協会加盟団体の活動にてクラスターが発生した場合は、傘下団体全ての活動を停止する場合があります。
- 5) 使用施設の利用制約（使用可否、人数、時間など）については、直接施設に問い合わせてください。

以上